

○東京藝術大学募金箱による少額の寄附金受入に関する要項

〔平成19年3月6日〕
学 長 裁 定

改正 平成22年5月21日 平成25年10月24日
平成28年3月24日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学寄附金取扱規則（以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、募金箱による少額の寄附金の受け入れについて必要な事項を定め、適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「募金箱」とは、本学が事業を実施する際に、本学への支援を目的として、募金を来場者に対して広く呼びかけるために設置するものをいう。

2 この規則において「部局」とは、事務局、美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部（言語・音声トレーニングセンターを含む。）、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター及び藝大アートプラザをいう。

3 この要項において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(設置)

第3条 部局において事業を実施する際に募金箱を設置する場合は、学長の承認を得るものとする。

(仕様及び管理)

第4条 募金箱は、施錠可能なものとし、部局において厳重に管理するものとする。ただし、施錠した鍵は経理責任者が保管するものとする。

(募金の収納)

第5条 募金箱を開けるときは、総括出納責任者及び部局の出納責任者立ち会いにより現金を収納したうえで募金額報告書を作成し、両者確認のうえ部局長に報告するものとする。

(募金の受入)

第6条 前項により報告を受けた部局長は、規則の定めるところにより受入手続きを行うものとする。

2 募金による寄附については、募金箱に金銭を投入したことにより規則第3条の寄附の申込みがあったものとみなすものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、募金箱による少額の寄附金受入に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年3月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年 5 月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年 4 月 1 日から施行する。